

Ⅱ 補助金関係

1 青森県中小企業等事業再構築促進事業費補助金 ※公募終了

国の中小企業等事業再構築促進事業を活用して、新規事業分野への進出等の新分野展開、業態転換、事業・業種転換等の取組や、事業再編又はこれらの取組を通じた規模の拡大等に取り組む中小企業者の自己負担の一部を補助します。

- (1) 対象企業 国の中小企業等事業再構築促進事業（通常枠）に採択された県内中小企業者等
- (2) 対象経費 国の中小企業等事業再構築促進事業の補助要件に準ずる。
- (3) 補助率等 補助率 1 / 1.2
限度額 750万円
- (4) その他 国の中小企業等事業再構築促進事業の募集要項により内容を変更する場合があります。

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 経営支援グループ
TEL 017-734-9373 FAX 017-734-8107

2 事業承継税制・金融支援の認定

- (1) 事業承継税制・・・後継者が、非上場の株式等を相続や贈与により取得した場合、相続税・贈与税の納税が猶予・免除される制度。
- (2) 金融支援・・・株式、事業用資産の取得など、経営の承継に伴い必要となる資金を調達する際に適用される、信用保険法の特例（信用保証枠の拡大）及び株式会社日本政策金融公庫の特例（低利融資）

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 創業支援グループ
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

3 起業支援金（あおもり移住支援事業） ※公募終了

東京圏（※）から移住し、デジタル技術を活用して地域課題の解決を目的として新たに起業等をする方に対し、起業等に必要経費の一部を補助します。

※東京圏：埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県

- (1) 対象者 以下の①から④の全ての要件を満たす者
- ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域(※)以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。
 - ② 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。
ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。
 - ③ 起業支援事業の交付決定時において転入後1年以内であること。
(詳細については、お問合せください。)
 - ④ 青森県内でデジタル技術を活用して地域課題の解決を目的として新たに起業する者又は Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野でデジタル技術を活用した事業承継又は第二創業を行う者（以下「起業する者等」という。)

※条件不利地域とは、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいいます。

- (2) 対象事業 地域活性化関連・まちづくりの推進・過疎地域等活性化関連・買物弱者支援・地域交通支援・社会教育関連・子育て支援・環境関連・社会福祉関連分野等における、新たな創業又は Society5.0 関連業種等の付加価値の高い産業分野での事業承継若しくは第二創業であり、「社会性」「事業性」「必要性」「デジタル技術の活用」を満たす事業

- (3) 対象経費 起業する者等が起業又は事業承継若しくは第二創業をするために要する経費（要件がありますので、お問合せください。)

- (4) 補助率等 1/2（上限200万円）

- (5) その他 対象者、対象事業、対象経費等の詳細については、下記ホームページをご確認ください。

<https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/shoko/chiikisangyo/kigyousienkin.html>

【担当窓口】 県商工労働部 地域産業課 創業支援グループ
TEL 017-734-9374 FAX 017-734-8107

4 青森県産業立地促進費補助金

本県産業の振興と県民の雇用機会の拡大を図るため、誘致企業等が工場等の新設又は増設を行う場合に、建物等の取得に要する経費の一部を補助します。

(1) 対象者

- ① 県の誘致企業
- ② 県内企業(金矢工業団地又は青森中核工業団地に土地を取得して新設する者に限る)
- ③ 上記の企業に建物及び機械設備をリースする企業

(2) 対象業種

- ① 新設又は増設
製造業（成長ものづくり関連業種又は農林水産関連業種）、医療・健康福祉関連業種、農商工連携関連業種
※製造業、医療・健康福祉関連業種、農商工連携関連業種が、生産拠点の集中度が高い製品・部素材供給のリスク解消のための拠点整備を行う場合は、特別枠の対象
- ② 新設のみ
物流関連業種、デジタルものづくり関連業種、コンタクトセンター関連業種、脱炭素関連業種

(3) 対象経費

- ① 土地の取得経費(金矢工業団地に限る)
- ② 建物・機械設備の取得(新設の場合はリースを含む)経費

(4) 補助要件、補助率及び補助限度額

- ① 新設（土地の取得又はリースが必要）
 - ア 設備投資額1億円以上、雇用増10人以上 補助対象経費の5%（上限3億円）
 - イ 設備投資額3億円以上、雇用増20人以上 補助対象経費の10%（上限3億円）
 - ※ 金矢工業団地に立地する場合は5人以上
 - 【特別枠】
 - (ア) 設備投資額1億円以上、雇用増10人以上 補助対象経費の15%（上限3億円）
 - (イ) 設備投資額3億円以上、雇用増20人以上 補助対象経費の20%（上限10億円）
 - 【デジタルものづくり関連業種・脱炭素関連業種の場合】
 - (ウ) 設備投資額1億円以上、雇用増5人以上 補助対象経費の10%（上限3億円）
 - ※上記は標準的な要件等です。投資場所、設備投資額、雇用人数等により、補助率及び補助限度額の特例があります。
- ② 増設
 - ア 設備投資額2億円以上、雇用増5人以上 補助対象経費の5%（上限5千万円）
 - イ 設備投資額4億円以上、雇用増10人以上 補助対象経費の10%（上限1億円）
 - 【特別枠】
 - ウ 設備投資額1億円以上、雇用増5人以上 補助対象経費の15%（上限5千万円）
 - ※ただし、1企業1回限りとします。

【担当窓口】 県商工労働部 産業立地推進課 立地推進グループ
TEL 017-734-9381 （誘致企業担当）
// 立地環境整備グループ
TEL 017-734-9380 （工業団地担当）

5 医福工連携製品開発事業費補助金

県内中小企業者等の、医療・介護福祉現場の生産性・安全性の向上に資する医療・介護福祉関連機器等の商品・試作品開発を支援します。

- (1) 対象事業 次のいずれかの事業とします。
(1)医療・介護福祉関連機器等の商品・試作品開発に向けた基礎的な調査
(2)自社で開発・製造した商品・試作品の顧客ニーズ評価及び顧客ニーズに基づく改良
※医療関連機器は新型コロナウイルス感染症対策に資するものに限りです。
- (2) 対象者 県内に事業所を有する中小企業者等で、医療機関・介護福祉施設・大学・研究所（（地独）青森県産業技術センター等）等の専門機関と連携して補助事業を行う者
- (3) 対象経費 専門家謝金、専門家旅費、職員旅費、会場借上費、通信運搬費、リース料、消耗品費(印刷製本費、資料購入費を含む)、マーケティング調査費(広報費、展示会等出展料を含む)、原材料・機械装置等購入費、試作・実験(分析)費、委託費(コンサルタント費を含む)
- (4) 補助率等 補助対象経費の2分の1相当額又は100万円以内のいずれか低い額以内の額
- 【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 ライフイノベーション推進グループ
TEL 017-734-9420
メール sozoka@pref.aomori.lg.jp

6 青森県DX先行モデル創出支援事業費補助金 ※公募終了

県内産業のDXを牽引する先行モデルを創出し、県内企業へのDXの波及効果を高めるため、県内の中小企業者が行う、デジタル技術の活用によりビジネスに変革を起こし、企業価値を高める新商品・新サービスなど新ビジネスの創出や、デジタルマーケティングなど新たな顧客の獲得に向けた取組に要する経費について補助します。

(1) 対象者

県内に本社及び本店を有する中小企業者

(2) 補助対象事業

自社の課題の解決策として進める、デジタル技術の活用によりビジネスに変革を起こし、企業価値を高める新商品・新サービスなど新ビジネスの創出や、デジタルマーケティングなど新たな顧客の獲得に向けた取組で、県内事業者のDXを牽引する先行モデルとなり得る事業（県内で実施する取組に限る。）

(3) 補助対象経費

デジタル技術の活用によりビジネスに変革を起こし、企業価値を高める新商品・新サービスなど新ビジネスの創出や、デジタルマーケティングなど新たな顧客の獲得に向けた取組に要する経費で、システム構築、デジタル電子機器導入、デジタル広告及びリピーター獲得のためのデータ分析に係る経費

(4) 補助金額・補助件数

- ・補助対象経費の1/2に相当する額又は750万円のいずれか低い額以内の額
- ・2件程度（予算1,500万円以内の範囲）

【担当窓口】 県商工労働部 新産業創造課 産業DX推進グループ

TEL 017-734-9418 FAX 017-734-8115

7 青森県UIJターン還流促進交通費助成

県内企業の人財確保とUIJターン就職の促進を図るため、県外在住者が県内企業の面接やインターンシップ等に参加した際の交通費や、同様に県内企業が県外在住者を受入れる際に負担した交通費等の一部を助成します。

あおもりUIJターン交通費で検索してください。

(1) 対象者 県外在住者

(2) 対象経費 県外在住者が、以下のいずれかに該当する活動のために県外の住所地と県内の目的地的の間を移動するのに要した交通費及び宿泊費

- ① 県内企業が県内で開催する就職に係る企業説明会に参加した場合
- ② 県内企業が県内で実施する採用試験又は面接を受けた場合
- ③ 県内企業が県内で実施するインターンシップに参加した場合

※対象者1人につき年度内1回まで申請可能

(3) 助成金の額 交通費については、助成対象経費の2分の1に相当する額又は17,000円、宿泊費については、助成対象経費の2分の1に相当する額又は5,000円のいずれか低い額以内の額とします。（なお、宿泊費については、青森県内に実家がいない方のみ対象）

【担当窓口】 県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ

TEL 017-734-9398 FAX 017-734-8117

8 移住支援金（あおもり移住支援事業）

県内企業の人財確保と本県への移住促進を図るため、東京23区から本県に移住した者に対して最大100万円の移住支援金を国、県、市町村が連携して支援します。

（1）対象者 以下の①から⑤のいずれかの要件を満たす者

①対象求人に就業した者	県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」に移住支援金の対象として掲載されている求人に応募し、新規で採用された者
②専門人材	プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者
③テレワーカー	所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住し、移住先を生活の本拠として、移住元での業務をテレワークで行う者
④関係人口に該当する者	青森県内の市町村や地域の人々と関わりを有する者のうち、市町村が本事業における関係人口と認める者
⑤起業した方	起業支援金の交付決定を受けた者

（2）その他の要件

以下の①から③の全ての要件を満たす者

- ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上（直近の1年間は連続）東京23区に在住していた者又は東京23区へ通勤していた者
 - ② 移住支援金申請時に転入後1年以内である者
 - ③ 申請後5年以上継続して青森県内に居住する意思のある者
- ※ 上記（1）の①及び②の者は、別途就業に関する要件があります。

（3）支援金額

- ・単身での移住の場合：60万円
- ・世帯での移住の場合：100万円

※ 18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき令和4年4月1日以降に転入した場合は最大30万円、令和5年4月1日以降に転入した場合は最大100万円を加算する。

（4）支援金の申請・支給窓口

移住先の市町村

（5）その他

- ・移住して創業・起業した場合は、移住支援金最大100万円のほかに、起業支援金が最大200万円支給されます。起業支援金制度も併せてご確認ください。
- ・詳細については、労政・能力開発課ホームページをご確認ください。

【担当窓口】 県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ

TEL 017-734-9398 FAX 017-734-8117

E-mail roseinoryoku@pref.aomori.lg.jp

県公式就職情報サイト「あおもりジョブ」

<https://aomori-job.jp/>

9 青森県中小企業若手人材確保・定着支援事業費補助金 ※公募終了

県内中小企業者の若手人材確保や定着力の向上につながる企業独自の取組を支援します。

(1) 対象者 県内中小企業者等であって、県のおももり若者定着奨学金返還支援制度のサポート企業及びおももり県内就職促進パートナー企業に登録（申請）した者

(2) 補助対象期間 令和5年4月～令和6年3月末（予定）

(3) 対象経費 講師謝金、旅費、教材費、通信運搬費、委託料、使用料等

(4) 補助率 1/2

(5) 補助限度額 500,000円

(6) 補助対象事業

① 採用力向上に資する事業

※当該事業の実施により前年度採用実績を上回る採用を予定しているものであること。

- ・人材確保等のための組織体制の見直しやデジタル化の推進
- ・採用コンサルティングによる求人材のアップ 等

② 職場定着力向上に資する事業

- ・従業員のリスクリングによる人材育成の推進
- ・潜在的労働者受入のための職場環境改善等の取組 等

【担当窓口】 県商工労働部 労政・能力開発課 産業人材確保支援グループ
おももり人材確保推進センター（アスパム7階）
TEL 017-775-7075 FAX 017-775-7076

10 プロフェッショナル人材誘致促進事業費補助金

プロフェッショナル人材(※1)の活用に係る経費の一部を補助します。

- (1) 対象事業 企業等の成長に必要な人材の活用に向けて、青森県プロフェッショナル人材戦略拠点(※2)に相談した後、取り繋ぎされた人材紹介事業者からプロフェッショナル人材の紹介を受ける。
- (2) 対象企業等 県内に事業所を有する民間企業(但し、資本金3億円以下の会社又は常時使用する従業員の数が300人以下の会社及び個人)、企業組合、協業組合、事業協同組合、農事組合法人及び第三セクター
- (3) 対象経費 ①採用する場合(県外から県内への住民票の異動が伴うものに限る)
人材紹介事業者に支払う紹介手数料
②副業・兼業人材として活用する場合
交通・宿泊費 ※別途規定あり
- (4) 補助対象期間 雇用又は業務委託開始日から令和6年2月28日までの最大6ヶ月
- (5) 補助率 2分の1以内(千円未満の端数切捨て)
- (6) 補助限度額 50万円

※1 プロフェッショナル人材

… 長年培ったキャリアを生かし、職場のリーダーとしてマネージメントするなど、経営者の右腕となる人材(管理職やリーダークラス)

※2 青森県プロフェッショナル人材戦略拠点

… 関係機関と連携し、県内中小企業者等の人材ニーズを民間ビジネス人材事業者へ取り繋ぐことで、企業とプロフェッショナル人材のマッチングをサポートするため、県が設置する機関

(お問い合わせ先) 一般社団法人青森県工業会(業務委託先)
TEL 017-735-6550 FAX 017-725-1243

【担当窓口】 県商工労働部 労政・能力開発課 産業人財確保支援グループ
あおもり人財確保推進センター(アスパム7階)
TEL 017-775-7075 FAX 017-775-7076

11 八戸港コンテナ貨物利用促進事業費補助金

八戸港への利用転換・利用促進を図るため、八戸港を利用してコンテナ貨物の輸出入を行う荷主企業を支援します。

(1) 対象企業 八戸港を利用してコンテナ貨物を輸出入する荷主企業

(2) 補助メニュー（予定）

① 新規荷主・シフト貨物補助

条 件：新規荷主又はシフト貨物

補 助 額：20,000 円/TEU

※TEU…Twenty-foot-Equivalent Units。国際的に統一された海上コンテナの個数を表す単位（20フィートで換算）

1 荷主あたり上限額：200 万円

② リーファーコンテナ補助（①に加算）

条 件：①の補助対象のうち、リーファーコンテナを利用していること

補 助 額：2,500 円/TEU

1 荷主あたり上限額：25 万円

③ 陸送費補助

条 件：昨年度比増加貨物で、納品先または出荷元が八戸港コンテナターミナルから直線で30km以上離れていること

対象経費：トラック、トレーラー等の輸送経費（荷役料、倉庫保管料を除く）

補 助 額：対象経費の3分の1。ただし上限額は30～100kmは10,000円/TEU、100～200kmは20,000円/TEU、200km以上25,000円/TEU

1 荷主あたり上限額：180 万円

※上記以外に、八戸港国際物流拠点化推進協議会の補助メニューがあります。詳細は同協議会（TEL 0178-43-9244）へお問い合わせください。

(3) 募集時期 令和5年7月3日（月）～11月30日（木）（予定）

(4) その他 申込先は、八戸港国際物流拠点化推進協議会（TEL 0178-43-9244）となります。

【担当窓口】 県土整備部 港湾空港課 港湾振興・物流支援グループ
TEL 017-734-9675 FAX 017-734-8194

12 青森県輸出市場販路開拓・拡大支援事業費補助金

県内中小企業者等による輸出などの海外への事業進出を推進するため、県内中小企業者等が海外での販路開拓や販路拡大に取り組むために要する経費の一部を補助します。

- (1) 対象企業 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に掲げる者であって、県内に本社・事業所を有するもの。
- (2) 対象経費 ① 海外見本市・商談会への出展に係る経費
② 外国語版ホームページ、パンフレット及び商品 PR 映像作成に係る経費
③ 海外向け商品パッケージデザイン作成に係る経費
④ 国際規格・基準及び海外知的財産権の申請に係る経費
⑤ 海外向けインターネットショップ出店に係る経費
⑥ 県産品輸出以外の海外ビジネス展開に係る経費
- (3) 助成率等 補助対象経費の合計額の 2 分の 1 に相当する額又は 500 千円のいずれか低い額以内の額。なお、1 社に対して 1 年度に補助できる金額の上限は 500 千円。
- (4) 募集時期 通年（ただし予算の範囲内）
- (5) その他 対象経費の補助には、これまでの補助金交付実績等の諸条件があります。

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

13 青森産品輸出基盤強化事業費補助金

コロナ禍で変化した輸出先のニーズや、海外の食品規制に対応した商品の創出に向け、県内中小企業者等の海外向け商品開発や、ブラッシュアップに要する経費の一部を助成します。

- (1) 対象者 県内に事業所を有する中小企業者等
- (2) 対象経費 専門家謝金、専門家旅費、運搬費、原材料・消耗品費試作実験費、分析測定費等に要する経費
- (3) 補助率等 補助対象経費の 1 / 2 相当額又は 100 万円のいずれか低い額

【担当窓口】 県観光国際戦略局 国際経済課 経済交流グループ
TEL 017-734-9730 FAX 017-734-8119

14 新事業展開等促進補助事業

創業又は経営の革新を目的としたビジネスモデル構築に取り組む県内中小企業者等に対し、新商品・新技術・新役務の開発及び販路開拓に係る経費の一部を補助します。

- (1) 対象事業 創業又は経営の革新を目的としたビジネスモデル構築のために必要なものであって、新商品・新技術・新役務の開発及び販路開拓を行う事業
- (2) 対象者
- ・県内において創業する者又は県内に事業所を有し経営の革新を行おうとする中小企業者
 - ・中小企業者以外で、経営の革新を行おうとする県内のNPO法人、農事組合法人等
 - ・中小企業者等と農林漁業者の連携体
- (3) 対象経費 補助事業を実施するために必要な以下の経費
- ・原材料費、外注加工費、研究開発費、委託費
 - ・講師又は外部専門家に対する謝金・旅費
 - ・印刷製本費、通信運搬費、調査費等
- (4) 補助率等
- ・補助率 1/2以内
(県重点推進枠、最低賃金枠2/3以内)
 - ・限度額 300万円、又は100万円
- (5) 募集時期 令和5年11月～(予定)
- (6) その他
- ・提出いただいた事業計画書に基づき、事前審査及びプレゼンテーション審査を実施し、採択する案件を決定します。

【担当窓口】 公益財団法人21あおもり産業総合支援センター 総合支援課
TEL 017-777-4066 FAX 017-721-2514